

「松山・白石の鼻巨石群振興会」規約

第1条（名称）

この会は正式名称を「松山・白石の鼻巨石群振興会」と称し、英語表記で「The Matsuyama Shiraishinohana Megaliths Promotion Association」を使用する。

第2条（事務局）

この会の主たる事務局を松山市梅津寺町1335-4（高浜地区まちづくり協議会内）に置く。

第3条（目的）

この会は松山市高浜町の松山・白石の鼻巨石群を中心に他団体や組織と連携しながら松山西部地区、島嶼部の観光・文化を中心とした地域活性化に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この会は第3条の目的達成のため以下の事業を行う。

- ① 地域住民を主体とした季節の二至二分（夏至・冬至・春分・秋分）での夕日の観賞会・観測会の実施
- ② シンポジウム、ウォーキング等のイベントの実施
- ③ 白石の鼻巨石群の保全活動及び保全への提言活動
- ④ 外部へのホームページ、ブログ、勉強会等による情報発信
- ⑤ 瀬戸内海周辺の巨石文化の調査研究を行うための調査機関として松山・白石の鼻巨石群リサーチセンターの設置、運営

第5条（会員）

この会の会員は、第3条の目的に賛同して入会した以下の者とする。

- （1）正会員：団体の活動、運営に携わる個人又は団体
- （2）賛助会員：団体の活動を応援する個人又は団体

2 この会に入会するときは、別に定める入会申込書を記入し申し込む。

第6条（会費）

この会の正会員の会費は、年間1000円とする。賛助会員は無料とする。

第7条（機関）

この会に、次の機関をおく。

- （1）総会
- （2）役員会

第8条（総会）

総会では以下の事項を決議する。

- ① 収支予算及び事業計画報告
 - ② 収支決算及び事業実施報告
 - ③ 毎会計年度の会計監査報告
 - ④ 会則等の新規、改正、変更、廃止等
 - ⑤ 理事、監事の選任および解任
 - ⑥ その他この会の重要事項等
- 2 この会は正会員により構成する総会をおき、年1回実施する。
 - 3 役員会が必要と認めたとき及び正会員の過半数の請求並びに監事からの請求があるときには、臨時総会を開催する。

第9条（役員会）

この会に、役員からなる役員会をおき、監事あるいは各役員からの請求があるとき又は必要に応じて開催する。

- 2 役員会は、年間の事業執行に関する事項及び総会で決議することを要しない事項について決議する。

第10条（役員）（役員等の選出）

この会に、以下の役員をおく。

- （1）代表 1名
- （2）副代表 1名以上
- （3）会計監査 1名
- （4）監事 1名
- （5）事務局長 1名
- （6）自治体担当 1名
- （7）理事 必要に応じて数名

- 2 代表、副代表、会計監査、監事、事務局長、自治体担当は、理事の互選により選出する。

第11条（職務）

役員職務は、以下のとおりとする。

- 2 代表は、この会を代表し、会務を統括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは代表を代行する。
- 4 会計監査は、この会の会計事務を監査する。
- 5 監事は、この会の事業執行を監査し、不正もしくは不明瞭な点について調査を行い、他の役員に是正を指示し、必要に応じて役員会及び総会に報告する。
- 6 事務局長は、この会の事務処理、会計業務、ホームページの管理を行う。
- 7 自治体担当は、自治体との折衝を行う。
- 8 理事は役員会の支援業務を行う。

第12条（役員等の任期）

この会の役員任期は1年間とする。ただし再任は妨げない。

第13条（雑則）

この会則に定めるもののほか、この会の運営及び活動に関し必要な事項は役員会が定める。

第14条（会計年度）

この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（附則）

1. この会則は、令和3年3月20日より施行する。